

広報にしあいづ

令和
2年
2月号

Feb. 2020 No.736

Nishiaizu

「だんごさし」に挑戦
(にやりこども園)

もくじ — Contents —

P 2 特集 成年後見制度を知っていますか？

P 6 まちの話題

町長と西中3年生が意見交換会、新春交歓会 ほか

P 8 町からのお知らせ&ニュース

確定申告のお知らせ、新井田大さん 秋の叙勲受章
を報告、CM大賞で福島県市長会会長賞受賞 ほか

成年後見制度を知っていますか？

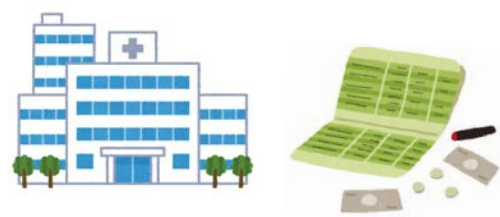


成年後見制度って、どんな制度？

成年後見制度の内容と種類

大切な財産を守り
生活の不安を解消

成年後見制度は、認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な人の財産や権利を守り、生活上の不自由さを解消するため、家庭裁判所が選任した「成年後見人」などの支援者が本人の「財産管理」や「身上監護」について支援する制度です。



身上監護とは

- 介護福祉サービスの利用手続き
- 施設への入退所の手続き、費用支払い
- 医療機関の受診に関する手続き
- 要介護認定の申請 など

財産管理とは

- 預貯金の管理
- 税金や光熱水費などの支払い
- 不動産の管理
- 遺産分割
- 本人に応じた法律行為 など

成年後見制度ではできないこと

- 結婚・離婚・養子縁組、遺言書作成などの行為
- 手術や臓器移植、延命措置などの医療行為の同意
- 身元保証人や身元引受人
- 実際の介護や看護、家事支援（第三者の後見人等の場合） など

成年後見制度の種類

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。
また、「法定後見制度」は、本人の判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されます。

《法定後見制度》

判断能力が不十分な人に対する制度です。
能力の程度により以下の3つに区分されています。

判断能力の程度

常に判断能力が欠けている

成年後見人

すべての法律行為が行えます。

判断能力が著しく不十分

保佐人

法律上に定められた重要な行為の代理権などが付与されます。

判断能力が不十分

補助人

申し立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為を行います。

《任意後見制度》

十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ自分の選んだ任意後見人に生活や介護、財産管理などに関する事務についての代理権を与える契約を結ぶ制度。

将来の判断能力の低下に備え、自ら支援者や支援内容を決めておく

任意後見人

『家族が認知症の診断を受けた…』
『認知症のおじいちゃんを悪徳訪問販売員から守りたい…』
『遠くで暮らす親が心配…』
『親亡き後、障がいを持つ子の生活や財産管理を信頼できる人に任せたい…』

『成年後見制度って、なに？』
『どんなことをしてくれるの？』
『どこに相談すればいいの？』
『お金はかかるの？』

『高齢や病気などにより判断能力に不安が…』
そんな人を守るため、**成年後見制度**があります

認

知症や精神障がいなどにより判断能力が不十分になつてしまった人は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護などのサービスを利用する必要があるため、これらのことを本人一人で行うことは難しい場合があります。

また、本人にとって不利益な契約であっても、判断ができないまま契約を結んでしまい、詐欺や悪徳商法などの被害に遭う恐れもあります。
このように、判断能力が不十分な人の権利を守り、本人を法律で保護・支援するのが「成年後見制度」です。
今月号では、高齢化が進み、今後ますます身近になる本制度について特集します。

申し立てから支援開始までの流れ

成年後見制度を利用するには

家庭裁判所への申し立てが必要

成年後見制度を利用するには、必要な書類をそろえ、家庭裁判所へ申し立てを行う必要があります。

ここでは、法定後見制度の申し立てから、利用開始までの流れを説明します。

■申し立てができる人

申し立てができるのは、本人・配偶者・4親等内の親族です。なお、身寄りがいないなどの理由で申立人がいない場合は、市町村長が行うことができます。

※4親等内の親族には、本人からみて、父母・祖父・曾祖父、子・孫・ひ孫・やしゃご、兄弟姉妹、おい・めい、おいめいの子、おじ・おば・いとこなどが含まれます。

■支援開始までの流れ

① まずは相談を

手続きの流れや必要な書類などについて、事前に家庭裁判所に相談し、具体的な説明を受けましょう。町役場や、にしあいづ地域包括支援センター、法テラスなどでも相談を受け付けています。



② 申し立て

申立書などの必要書類に手数料を添え、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。



③ 面接・調査

家庭裁判所の職員が書類審査や、申立人や本人との面接を行い、お話を伺います。必要に応じて、本人の判断能力を鑑定する場合もあります。



④ 審判

家庭裁判所が、本人の必要とする支援に最適な親族や専門職などを成年後見人などに選任します。

その後、法務局に成年後見の登記がされ、支援が開始されます。



どんなことをしてくれるの？ お金にかかるの？

後見人等の仕事と報酬

主な仕事の内容

① 生活状況の調査と支援計画の作成

本人の生活や財産などの状況を調べ、その上で本人の意向を尊重しながら、本人に合った生活を考え、今後の支援計画と収支予定を立てます。

② 本人の希望を確認し必要な手続きを行う

本人の意向や生活状況を考慮し、必要に応じて、福祉サービスの利用契約や施設の入所、または年金を受け取るために必要な手続きなどを行います。

③ 本人の財産を管理

預金通帳などを管理し、本人の日々の生活の中の収入や支出の記録を残します。

④ 消費者トラブルなどに対応

万が一、悪質業者にだまされて必要のないものを買わされた場合、その契約を取り消すなどし、消費者トラブルなどから守ります。

⑤ 生活の様子などを家庭裁判所へ報告

本人の生活状況や健康状態、財産の状況、また、後見人等として行った業務内容などを家庭裁判所に報告します。

後見人等報酬は？

報酬の金額は家庭裁判所が決定します。本人の財産に応じて金額を決定するため、生活に支障が生じる程の金額にはなりません。

また、後見の申し立て費用や報酬の一部を助成する町の制度もあります。

どのような人が後見人に選ばれるの？

家庭裁判所では、本人の状況や事情を考慮し、本人の支援にふさわしい人を成年後見人等に選任します。後見人等は一人が選任される場合もあれば、複数人が選任される場合もあります。

多くの場合、配偶者や子などの親族が選ばれますが、弁護士などの専門家や、社会福祉士などの福祉関係の公益法人から選ばれる場合もあります。

また、後見人などを監督する成年後見監督人が選ばれることもあります。

① 親族後見人

本人の配偶者、子、孫などの親族から選任

② 専門職後見人

弁護士などの法律の専門職、社会福祉士などの福祉の専門職などから選任

③ 市民後見人

市民後見人養成講座などを受講し、成年後見制度に関する一定の知識や技術を身につけた一般市民の中から選任

大切な人の生活を守るために

■制度を活用ください

家族が認知症や障がい者になっても、安心して、その人らしい生活を送れるよう、成年後見制度を活用ください。

〈制度に関する相談・問い合わせ先〉

町福祉介護課 福祉係

☎ 45-2214

にしあいづ地域包括支援センター

☎ 45-3327

〈制度の申し立てに関する問い合わせ先〉

福島家庭裁判所

会津若松支部

☎ 0242-26-5725

成年後見制度を利用した事例

事例をもとに制度の活用例を紹介します

ケース1

「保佐」の事例

Aさんは、1年前に夫を亡くしてから1人暮らしをしていましたが、最近では認知症の症状がずいぶん進み、日常生活に支障が出てきたため、長男家族と同居することになりました。

長男は、それまでAさんが住んでいた自宅と土地を売却しようとしていたが、Aさんはすでにお金の計算ができなくなってきたり、とても売買契約ができるような状態ではありませんでした。

そこで長男が「保佐」開始の申し立てを家庭裁判所に行い、①



土地・建物の売却、②売却代金の管理についての代理権付与の審判申し立てを行いました。

その後、家庭裁判所の審理を経て、長男が「保佐人」に選任され、土地売却などの代理権が付与されました。

保佐人となった長男はAさんの金銭管理を開始し、その後家庭裁判所の許可の審判を受け、Aさんの自宅と土地を売却することができました。

ケース2

「後見」の事例

若いころ父親を亡くしたBさんは、母親と自宅で2人暮らしをしていました。Bさんには知的障がいがあり、障がい年金を受給していました。母親がBさんの金銭管理を行っていました。Bさんの将来が不安になったことから「後見」開始の申し立てを行いました。

審理の結果、社会福祉士の資格を持つ成年後見人が選任され、金銭管理を行うことになりました。

数年後、母親が他界し、Bさんの独居生活は困難であることから、後見人が施設入所の契約を行いました。現在、Bさんは施設で安心して生活しています。



おせちを作る民生児童委員の皆さん(写真提供:町社会福祉協議会)

明るく楽しいお正月を願い 民生児童委員が「おせち料理」作り

昨年12月30日、町民生児童委員の皆さんが町公民館でおせち料理作りを行いました。これは「歳末たすけあい募金」で寄せられた募金をもとに、ひとり暮らしの高齢者世帯などへおせち料理を届け、明るく楽しいお正月を迎えてもらうことを目的に毎年行われているもので、今回も約40人の委員の皆さんが参加し、心を込めて作ったおせち料理を皆さんへ届けました。



雪の中を分列行進する町消防車両

1年間の無火災に向け 関係機関の連帯を確認 消防団員ら 勇壮に

1月5日、消防出初式が行われ、町消防団員や女性消防隊ら総勢約250人が参加し、今年1年の防火防災への決意を新たにしました。当日は熊野神社で無火災祈願祭が行われ、野沢中央通りで閲団式を行った後、出初式の会場である道の駅までの間を分列行進しました。出初式では長谷川克美消防団長が訓示を行い、目黒豊子女性消防隊長が無火災への誓いを述べました。

税金の大切さと役割を学ぶ 西会津小で「租税教室」

税金の大切さを学ぶ租税教室が1月16日、西会津小6年生を対象に開かれました。当日は町の税務担当職員が講師を務め、児童らは税金が無くなってしまった社会で起こるさまざまな混乱を描いたアニメを鑑賞し、税金の必要性や役割、用途などについて学びました。また、こういった施設や事業に税金が使われているかをクイズ形式で学び、税金への理解を深めていました。



税金の役割や使われ方について学ぶ6年生



読み手の声に合わせて札を取り合う生徒(写真提供:西会津高校)

毎年恒例の校内行事 全校生が札をめがけ 熱戦 西会津高で百人一首大会

昨年12月18日、西会津高校で毎年恒例の「百人一首大会」が開催されました。大会では一試合につき20分で25首が読み上げられ、生徒らは読み手の声に合わせて、勢いよく札を取り合っていました。午前中に全校生を12グループに分けた予選が行われ、午後には予選を勝ち上がった16人による決勝戦が行われました。白熱した競技の結果、渡部優さん(1年)が優勝し、鎌倉アルテミスさん(3年)が準優勝に輝きました。



町の課題や現状について意見を交わす西中3年生と町長

将来を担う中学生 町の将来を考える 町長と西中3年生が意見交換会

昨年12月16日、西会津中3年生と町長との意見交換会が西中多目的ホールで行われ、薄町長が町の現状や若い世代に望むことなどについて講話しました。町長は「町の将来を守り、育てるのは若い皆さん。そのためには町の歴史や文化、自然などをよく知ることが大切。これからは地方の時代です。皆さんが自分の将来を考える際にはぜひ町のことも考えてください」と話し、その後、生徒らがまちづくりや町の政策などについて質問し、町長と意見を交換しました。



新たな一年の幕開けを祝う参加者の皆さん

新たな一年の幕開け 新春交歓会 新春祝い 子年の飛躍を誓う

令和2年新春交歓会が1月10日、町公民館で開かれ、町内外から約200人が参加し、新年の幕開けを祝いました。式では、薄町長と清野町議会議長が年頭のあいさつを述べ、伊勢竜彰さんが新春の舞として「黒田武士」を披露した後、町長や議長、来賓の皆さんにより鏡開きが行われました。参加者らは町食生活改善推進委員の皆さんが地元の食材を使用した料理を味わいながら、新年の飛躍を誓い合っていました。

園児らが伝統行事を体験 こゆりこども園で 「だんごさし」

こゆりこども園で1月10日、五穀豊穡や無病息災を願う小正月行事の「だんごさし」が行われ、ひまわり組の園児が挑戦しました。

園児らはまず、飾り付け用の団子を両手で上手に丸め、団子が煮えるまでの間、だんごさしの由来や目的について学びました。その後、煮えた団子を真剣な表情で思い思いにミズキの枝に刺し、縁起物の鯛や小判などの飾りを取り付け、だんごの木を完成させました。園児らは楽しみながら新年の伝統行事を体験していました。





町の申告受け付けは2月7日～3月16日

お済みですか？ 申告準備

町では、2月7日から町・県民税の申告納税相談を行い、令和元年中（昨年1月から12月まで）の収入などの申告を受け付けます。申告納税相談は、令和2年度の町・県民税、国民健康保険税などの課税の基礎となる重要な手続きです。忘れずに申告しましょう。今年の申告納税相談の日程と会場は9ページのとおりです。

申告が必要な人

- 令和2年1月1日現在で町に住所があり、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。
- ① 営業、農業などの事業所得があった人
 - ② 家賃、地代などの不動産所得があった人
 - ③ 株式の配当や生命保険の満期による所得があった人
 - ④ 年金収入とそれ以外の複数の収入があった人
 - ⑤ 給与所得者のうち、
 - ① 給与以外の収入がある人
 - ② 給与を2カ所以上から受けた人
 - ③ 中途退社やパートなどで年末調整をしていない人
 - ⑥ 収入が公的年金のみで社会保険料控除や生命保険料控除を受ける人
 - ⑦ 令和2年1月1日現在、年齢が20歳以上で収入が無かった人（無収入の申告が必要）

記帳・帳簿の保存

農業を含む個人事業や不動産・山林事業などを営む人は、記帳・帳簿書類を一定期間保存する必要があります。収入金額や経費を記載した帳簿、受け取った請求書や領収書などを5年から7年の一定期間保存してください。

農業所得は収支計算で

農業所得は収支計算で算出してください。申告の際、昨年1年間の収入と経費を確認する必要があります。支払った内容や月日が分かる領収書、通帳などの書類を整理し、準備してください。

また、「農業所得関係計算書」を各世帯に配布しています。事前に作成し、申告相談時に必ず持参してください。計算書などが手元にないと申告相談を受け付けることができない場合もありますので、必ず作成し、持参してください。

確定申告と町民税の申告

「所得税」において、主な給与以外の収入が20万円以内である場合や年金収入が400万円以下で確定申告の必要がない場合でも、「町民税」の申告が必要です。特に年金は、すべての控除が適用されていない場合があります。そのため、注意が必要です。

源泉徴収票に記載されている控除以外の控除（扶養・社会保険料など）を申告することで、来年度の町・県民税の負担が軽くなる場合があります。もう一度、年金の源泉徴収票を確認しましょう。

また、収入がない場合も申告が必要です。申告をしないと「収入がない」ことを把握できず、各種行政サービスを受けられない場合があります。

マイナンバーの記載と本人確認

平成28年分以降の所得税などの申告書には、マイナンバーの記載が必要です。また、提出の際には本人確認書類（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類）の写しの添付が必要です。なお、「e-TAX」で申告書などを提出する場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。

申告に関する問い合わせはこちらまで！

町民税務課
税 務 係
☎ 45—2212

申告納税相談日程 (会場：奥川みらい交流館)

月	日	曜日	午前受付 [9時30分～11時]	午後受付 [1時～3時]
2	7	金	小綱木・弥生・大舟沢	松峯・真ヶ沢・宮野
	10	月	小屋・極入	新町・小山・弥平四郎
	12	水	杉山・山浦・出戸	道目・中町・梨平
	13	木	塩・中ノ沢	向原・下松
	14	金	予備日 [奥川地区]	

申告納税相談日程 (会場：町役場3階大会議室)

月	日	曜日	午前受付 [8時30分～11時]	午後受付 [1時～4時]
2	17	月	呼賀・井谷・八重窪	小清水・滑沢・滝坂
	18	火	平明・原	漆窪・新村・樟山
	19	水	荒木・高目・徳沢	上野尻5・下野尻1・楢木平
	20	木	上野尻1・柴崎・橋立	上野尻2・下野尻3
	21	金	端村・白坂・屋敷	上野尻3・上野尻6・熊沢
	22	土	予備日 [地区指定なし]	
	25	火	萱本	松尾
	26	水	縄沢・長桜	西林・青坂・出ヶ原
3	27	木	上小島	下小島
	28	金	上野尻4・下野尻2	宝川
	2	月	尾登・程窪・泥浮山	牛尾・山口・軽沢
	3	火	下小屋・西原・西林東	森野
	4	水	3町内・さゆりが丘	小杉山・黒沢
	5	木	芝草	大久保・塩喰
	6	金	芹沼・牧・中野	6町内・10町内
	7	土	予備日 [地区指定なし]	
	9	月	5町内・橋屋	1町内
	10	火	堀越	4町内・四岐
	11	水	安座	7町内・西平
	12	木	2町内	9町内1・戸中
	13	金	9町内2	8町内
	16	月	予備日 [地区指定なし]	

※ 各日混雑によりお待たせする場合がございますので、なるべく指定日時での申告にご協力をお願いします。

※ 指定日時以外または予備日に申告される場合は、事前に町民税務課（☎ 45—2212）に連絡ください。

※ 午前・午後ともに指定時間内に受け付けを済ませてください。

申告の際は以下の必要な書類などを忘れずにお持ちください



申告に必要なもの

必要な書類がない場合、原則として申告相談に応じることができません。忘れずに持参してください。

☑ チェックしてみましょう！

- ☐ 印鑑
- ☐ 給与所得の人は、勤務先から交付された源泉徴収票
- ☐ 事業所得、不動産所得、配当所得、一時所得などの収入金額および経費が分かる書類（帳簿など）
- ☐ 農業所得のある人は、水利組合費、土地改良費、農機具代などの領収書
- ☐ 諸控除の証明書や領収書（生命保険・個人年金控除証明書、地震保険・火災保険の控除証明書、国民年金の領収書、医療費の領収書など）
- ☐ 税務署から届いた申告のハガキ（届いた場合のみ）
- ☐ 通帳および届出印鑑（還付を受ける場合に必要）
- ☐ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと本人確認書類（運転免許証など）

「自宅」でも確定申告ができます (喜多方税務署からのお知らせ 16ページに関連記事)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を活用し、自宅で申告書を作成し郵送または「e-TAX」で提出することもできます。

また、令和2年1月より、2カ所以上の給与所得がある人や、年金収入や副業などの雑所得がある人

などについても、スマートフォンの専用ページで申告書を作成することができるようになりました。

詳しくは、喜多方税務署まで問い合わせください。

<問い合わせ先>

喜多方税務署 ☎ 0241—24—5050 (音声案内2番)



15年にわたり精神保健福祉ボランティアとして活動 トライアングルの会 厚生労働大臣表彰を受賞

西会津町精神保健福祉ボランティア「トライアングルの会」が令和元年度ボランティア功労者として厚生労働大臣表彰を受賞し、12月26日、薄町長に受賞を報告しました。同会は平成15年に設立され、15年以上にわたり精神障がい者のためのサロン活動などに積極的に協力し、障がいを持つ人との交流活動を行ってきました。町長から「おめでとうございます。皆さんの永年の功績が認められてのことだと思います。今後も健康に留意し、活動を続けてください」とあいさつがあり、代表の鈴木和子さんは「受賞できたのは町や皆さんのおかげです。ボランティアをしていると私たちの方が癒やされ、力をもらえる気がします」と感謝の言葉を述べました。



報告に訪れた鈴木和子さん(中央)と橋谷田百合子さん(右)

精神保健福祉の推進と障がいへの理解促進のため 長谷沼清吉さん 福祉の推進に向け町へ寄付金

12月23日、長谷沼清吉さんが町長室を訪れ、薄町長に寄付金を手渡しました。

長谷沼さんは、精神保健福祉の推進や、心の病について広く関心をもってもらい障がいについての正しい理解の促進に役立ててほしいと、町へ寄付を行いました。

薄町長は「ありがとうございます。精神保健福祉の推進のため、大切に使用させていただきます」と謝意を伝えました。

このたびの寄付は町の精神保健福祉事業に取り組む「にこにこ相談所」や家庭教育相談室「こころのオアシス」の活動などに使われます。



薄町長へ寄付金を手渡す長谷沼さん

年末年始の交通事故の未然防止を呼び掛け 町内の金融機関などで店頭啓発

年末年始は事件や事故が多く発生する傾向にあることから、12月24日、町防犯協会や交通安全協会西会津支部、喜多方警察署などの関係機関が協力し、交通事故の未然防止を呼び掛ける店頭啓発を実施しました。

町防犯協会長である薄町長や渡部義邦喜多方警察署長、本間義治交通安全協会西会津支部長らが町内の金融機関やスーパー、コンビニなどの15カ所を回り、防犯に関するチラシを配りながら、啓発活動を行いました。



交通事故防止の啓発を行う渡部喜多方警察署長(写真中央)と薄町長ら

瑞宝小綬章 36年にわたり教員として教育に尽力 新井田 大さん 秋の叙勲受章を報告

新井田大さん(小杉山)が令和元年度の秋の叙勲で瑞宝小綬章を受章し、昨年12月24日、町長室を訪れ、薄町長に受章を報告しました。

新井田さんは大学を卒業後、昭和49年に只見高校つづじヶ丘分校に化学の教員として赴任され、以後、生徒一人一人の持ち味を生かした教育を大切にしながら、36年にわたり教職に従事されました。また、県教育センター所長などを歴任し、川口高校と福島高校では校長を務められました。退職後は町教育長などを務め、現在は放課後や夏休みなどに小中学生への学習支援活動を行っています。



薄町長へ叙勲の受章を報告する新井田さん

地域おこし協力隊 居村浩平隊員制作 町の魅力を伝えるテレビCM CM大賞で「福島県市長会会長賞」を受賞

地域おこし協力隊の居村浩平隊員が制作した町のCM作品が「ふくしまの元気! 応援CM大賞2019」において福島県市長会会長賞に輝き、昨年12月26日、主催者である株式会社福島放送の寺尾克彦営業推進部長らが町長室を訪れ、賞状とトロフィーを贈呈しました。

このコンテストには県内33の市町村から作品の応募があり、12月8日にユラックス熱海で行われた公開審査会において、本町の魅力を映像と音楽で巧みに表現した「なじよな町、西会津」が市長会会長賞に選ばれました。受賞特典として、今後福島放送で年30回、CMが放送されます。居村隊員の作品は町公式facebookでご覧いただけます。

【QRコードはこちら】



なじよな町、西会津
Nishioizu Town



福島放送の寺尾営業推進部長(写真右から2人目)と穴戸洋会津支社長(同右)より賞状を受け取った居村隊員

地域の活性化と町民サービスの向上を目指し 日本郵便株式会社と包括連携協定を締結

町では昨年12月18日、日本郵便株式会社と包括連携協定を結び、同日、役場大会議室において協定締結式を行いました。本協定は、町と日本郵便株式会社が包括的に、相互に連携と協力を深め、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用し、地域の活性化や町民サービスの向上を図ることを目的としています。具体的には今後、災害対策や地域の安心安全な暮らしの確保、地域経済の活性化や子どもの健全育成など、幅広い分野で互いに連携協力を行っていきます。



左より矢部哲也奥川郵便局長、鈴木和雄野沢郵便局長、薄町長、須藤紀之会津若松郵便局長、武藤健群岡郵便局長、紫藤隆彦笹川郵便局長



固定資産評価審査委員会委員に辞令

固定資産の評価に関する不服の審査決定を行う固定資産評価審査委員会の辞令交付式が1月6日、町長室で行われ、伊藤重人さん（塩）、齋藤和則さん（上野尻）、高濱悦子さん（8町内）へ薄町長より辞令書が交付されました。委員の任期は、本年1月1日より令和4年12月31日までです。



左より薄町長、伊藤さん、齋藤さん、高濱さん

安全・安心のまちづくりに役立てて 東北電力がLED防犯灯10灯を寄贈

町では12月17日、東北電力喜多方電力センターよりLED防犯灯10灯の寄贈を受けました。同日に町長室で行われた贈呈式では、喜多方電力センターの池亀武雄所長が「安全安心のまちづくりに役立ててください」と薄町長に目録を手渡しました。薄町長は「毎年のご厚意に感謝します。町中が明るくなり、防犯に役立っています。有効に活用させていただきます」と謝意を伝えました。寄贈されたLED防犯灯は今後順次、設置要望のあった自治区などに設置していきます。



薄町長へ防犯灯の目録を手渡す池亀所長

「宝くじの社会貢献広報事業」を活用 コミュニティ助成事業で太鼓を修繕

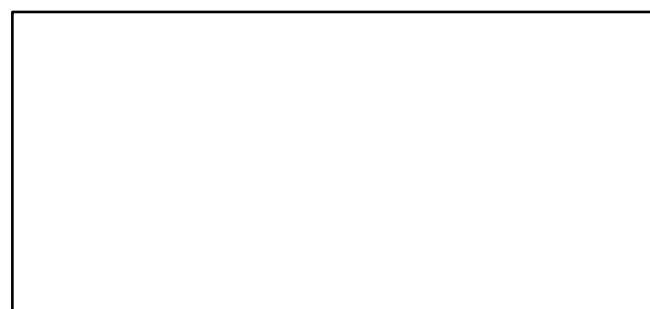
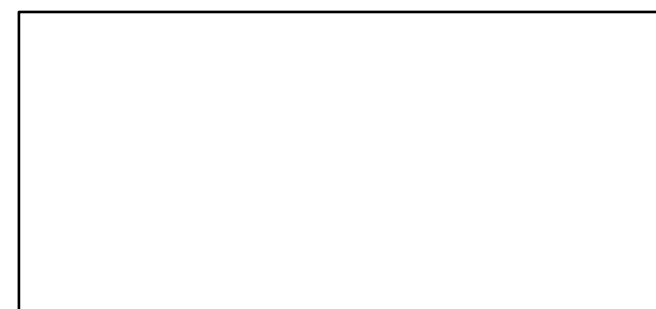
上野尻区では本年度、一般社団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により祭礼などに使用する太鼓4台の修繕を行いました。本事業は地域社会の発展と住民福祉の向上などを目的に「宝くじの社会貢献広報事業」として、宝くじの受託事業収入を財源に実施されています。町ではコミュニティ助成事業について随時相談を受け付けていますので、お気軽に問い合わせください。

〈問い合わせ先〉企画情報課 企画政策係 ☎ 45—4536



コミュニティ助成事業を活用し、修繕された太鼓

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。



雪による事故防止のため関係機関で連携 雪害対策本部を設置しました

雪による事故や交通障害などの雪害から町民の皆さんの生活を守るため、町では12月23日に雪害対策本部を設置しました。

本部では、雪崩発生危険箇所の巡視パトロールや、落雪による事故や雪下ろし中の事故防止のための啓発活動など、雪による災害予防に向け、活動を行います。

大雪や雪害発生の恐れがある場合などはケーブルテレビや防災行政無線、町ホームページなどで情報をお知らせします。



看板を掲げる薄町長と渡部峰明町民税務課長

皆さんから温かい善意をいただきました 町内団体が歳末たすけあい募金などを寄付

昨年末、町内の4団体の皆さんから温かい善意の寄付をいただきました。

12月10日には町仏教会の皆さんから托鉢で受けた浄財の一部を歳末たすけあい募金として寄付いただき（写真左上）、12月17日には睦会の皆さんから野沢祭礼の神輿運行で受けたご祝儀の一部を寄付いただきました（同右上）。また、12月23日には歳末助け合いチャリティーショー実行委員会の皆さんより、12月8日に開催したチャリティーショーの益金の一部を寄付いただき（同左下）、同日、町老人クラブ連合会からは、会員の皆さんから募った歳末たすけあい募金の寄付をいただきました（同右下）。



華やかな門松 役場来庁者を出迎える 町シルバー人材センターが門松を寄贈

12月28日、町シルバー人材センターの小柴正意理事長と齋藤俊二副理事長が町役場を訪れ、新春を彩る華やかな門松一對と町長室用の小門松を町に寄贈しました。門松一對は年末からお正月にかけて役場の正面玄関前に飾られ、玄関前は正月らしく華やぎました。

門松の寄贈は町シルバー人材センターのご厚意により毎年行われており、今回の門松は、センター会員の4人の皆さんにより1週間程度かけて作成されました。



門松の寄贈に訪れた小柴正意理事長（左から2人目）と齋藤俊二副理事長（左から3人目）



◆西会津雪国まつり
初日の2月8日(土)の会場の様子を生放送でお伝えする予定です

◆新番組
「みんなでラジオ体操」
町内事業所や団体の皆さんが出演しています

〈問い合わせ先〉
(一社)西会津ケーブルネット
☎ 45—4461

ケーブルテレビ
さゆりチャンネル
2月の放送案内

お知らせ INFORMATION

次のことに注意し、積雪によるハウス倒壊を防ぎましょう。

〈降雪時の対策〉

- ◎補強支柱や筋交いなどを取り付ける
- ◎ハウスから雪が落ちるよう、ハウス周囲の除雪をする(周囲の雪がハウスの肩より高くなならないようにする)
- ◎加温設備がある場合は、設定温度を高め、内部カーテンを開放し屋根面を暖め、雪が落ちやすくする
- ◎加温設備がない場合は、ハウス内の気密性を高め、内部カーテンを開放し、地熱を放射する。もしくは簡易加温器具を使用し室温を上げる
- ◎積雪した場合は速やかに雪を下ろし、被覆資材(ポリ)が雪でたるまないようにする(雪が落ちにくくなります)

積雪による農業用
パイプハウスの
倒壊に注意！

設置していますか？
住宅用火災警報器

消防法により全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災の発生を即座に知らせてくれる住宅用火災警報器は、火災から生命を守るための切り札です。

警報器の設置により、火災からの速やかな避難と初期消火が可能になります。警報器で助かる命があります。

喜多方消防本部
からのお知らせ

◎雪へ散水しない(雪が水で重くなり、倒壊の危険性が高まります)

◎急激な積雪により倒壊の危険性がある場合は、被覆資材(ポリ)を左右対称に切り、倒壊を防止する(作業を行う際は落雪や倒壊に十分注意する)

〈問い合わせ先〉
農林振興課 農政係
☎ 45—4531

す。大切な命を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

◎警報器には寿命がある
警報器の寿命は10年です。これは電池の寿命ではなく、本体の寿命です。本体内部の電子部品が劣化し、火災を感じなくなることもあるため、10年に一度、警報器本体の交換が推奨されています。また、毎年1回は点検を行ってください。

◆救急車の適正利用を！
近年、救急車の出動件数および搬送人数が増加しており、また、救急車で搬送された人の約半数が入院を必要としない軽傷という現状があります。

救急車は万一の際の限りある資源です。皆さんで救急車の適正利用について考え、限りある救急資源を有効に利用しましょう。

〈問い合わせ先〉
喜多方消防本部消防課
☎ 0241—22—6213



建設水道課からのお知らせ 冬期間の水道使用上の注意点について



冬期間は凍結などにより水道管の破裂が多発します。厳寒期を迎えるにあたり、水道管の破裂や不凍水抜栓の不具合などによる宅内漏水に注意しましょう。漏水により水道料金が高額になることのないよう、以下の点を再確認し、管理・点検をお願いします。

◆異常に気付いたら連絡を

「以前より水圧が低くなった」、「水がにじみ出ている」など、異常に気付いた場合は、建設水道課、または町指定の給水装置工事業者に連絡してください。そのほか、近所の留守宅や空き家などの漏水確認についてもご協力をお願いします。

水は大切な資源です。節水に努めましょう。

◆冬期間の水道使用上の注意点

- ①電熱ヒーターの電源を入れる(電熱ヒーターの点検も行ってください)
- ②不凍水抜栓の作動確認を行う(雪による破損防止のため、雪囲いもしてください)
- ③メーターボックスを保温する(ボックスに布や発泡スチロールを入れてください)

＜連絡・問い合わせ先＞

建設水道課 上下水道係 ☎ 45—4534



町長コラム その14



新年早々、うれしいことがあった。それは、「ふるさと納税」が昨年12月末で2000万円を突破し、現在2200万円になっていることである。喜ぶのはまだ早いかもしれないが、3月末までには目標の3000万円を達成できそうな状況である。

ふるさと納税については、これまで議会での一般質問などで町民の皆さんに大変心配をかけたが、2年目にしようやくの感がある。職員たちが真剣に取り組んでくれた結果であり、感謝である。また、西会津応援大使の皆さんにも支援いただき、お礼を上げたい。

私がふるさと納税を公約にし、力を入れている理由は、町の主要財源である地方交付税が人口減少な

どにより年々減少している状況下において、将来に向けたまちづくりのために必要な政策や事業に充てる財源を確保することが重要であると考えているからである。特に次代を担う人材の育成や教育改革、また農林業などの積極的な振興を図り、町をより活性化させていくためには、さらに目標額を増額し、達成に向けての努力が必要である。

現在、令和2年度の予算編成中であるが、一生懸命取り組みれば必ず結果が付いてくることが実証されたことから、今年は目標額をもう少し高めに設定し、職員一丸となって取り組んでいきたい。

西会津町長 薄 反喜

以下は有料広告です。詳細は広告主に問い合わせください。



西田春喜さん宅のウメとボケの花(1月10日撮影)



喜多方税務署から 確定申告につい てのお知らせ

◆申告書は国税庁ホームペ ジで作成できます

ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、郵送などで提出することができます。

また、令和2年1月より、2力以上の給与所得がある人や、年金収入や副業などの雑所得がある人などについてもスマートフォン専用のページから申告書を作成することができますようにしました。詳しくは国税庁ホームページを確認ください。

◆税務署の確定申告書作成会 場について

- ◎開設期間 令和2年2月17日(月)～3月16日(月)
 - ※土日祝日を除く
 - ◎相談受付時間 午前9時～午後4時
 - ◎開設時間 午前9時～午後5時
- ※会場の混雑状況によって

女性消防団員 加入促進中！

私たちの町の防災に、皆さんの力を役立ててみませんか。町消防団では火災予防や応急手当などを行う女性消防団員を募集します。女性ならではの気配りや温かさを生かして、町民の生命や財産を守り、安全・安心な町づくりを目指してみませんか。消防団の活動に興味のある人は、お近くの消防団員や町民税務課まで問い合わせください。

◆女性消防団員になると

- ◎町消防団本部に所属します
- ◎報酬や退職金、出勤手当を支給します
- ◎法被などの被服を町から貸与します

◆加入促進期間

2月28日(金)まで

〈申込・問い合わせ先〉

町民税務課 町民生活係
☎ 45—2215

募集中！



は、早めに相談受付を終了する場合があるため、ご了承ください。また、駐車場の台数に限りがありますので、ご注意ください。

◆申告に関する相談について

所得税・消費税・贈与税の申告に関する相談は「確定申告電話相談センター」を利用ください(左記電話番号にダイヤル後、音声案内に従い、「0番」を選択)

〈問い合わせ先〉

喜多方税務署
☎ 0241—24—5050

除雪機使用時の 事故に注意！

- 次の点に注意しましょう。
- ◎作業中は絶対に周りに人を近づけない
- ◎作業時以外は必ずエンジンを切る
- ◎雪詰まりを取り除く際はエンジンを持ち、必ず雪かき棒を使用する
- ◎後進する際は足元や後方の障害物に注意する

作ってみませんか マイナバーカード

マイナバーカードは今後さらに便利になります。この機会にマイナバーカードを申請してみませんか。

- ◎顔写真付きの公的な身分証明書として使えます
- ◎e-Taxによる申告手続きができます
- ◎今後は健康保険証としての活用やマイナポイントによる消費活性化策などを予定

※ポイント利用には専用IDの設定が必要(町民税務課で設定支援をしています)

◆申請に必要なもの

- ◎郵送での申請
交付申請書・顔写真(6カ月以内のもの)・返信用封筒
- ◎スマートフォンでの申請
顔写真データ・交付申請書(申請書IDが必要)

〈申請・問い合わせ先〉

※申請書や返信用封筒を町民税務課で配布しています
町民税務課 町民生活係
☎ 45—2215

マルチ商法に 注意しましょう

「知人から食事に誘われ店を訪れたところ、見知らぬ同席者に商品の購入を迫られ、会員加入を勧誘された」という相談が町に寄せられています。

こうした、いわゆる「マルチ商法」は、法により規制されており違法となる場合もあります。勧誘を受けてもその場では安易に契約せず、まずは周囲に相談しましょう。なお、契約した場合でも、一定期間内は契約解除(クー

リング・オフ)ができます。不審に思ったり、契約トラブルに遭った場合は、すぐに左記まで連絡ください。

〈問い合わせ先〉
商工観光課 商工観光係
☎ 45—2213
県消費生活センター
☎ 024—521—0999

「農業委員」・「農地利用最適化推進委員」を募集します！

◆募集人数

- ◎農業委員=12人
- ◎農地利用最適化推進委員=11人

◆募集期間

令和2年2月28日まで

◆任期

- ◎農業委員=令和2年7月20日～令和5年7月19日
- ◎農地利用最適化推進委員=任命の日～令和5年7月19日

◆募集方法

- 推薦=自治体や農業関係団体・法人による推薦、または農業者3名の連署により推薦する方法
- 応募=自らが委員に応募する方法

◆申し込み方法

農業委員会事務局窓口(役場農林振興課内)で応募用紙と募集要項を用意しています。また、町ホームページからも所定の様式をダウンロードできます。

必要事項を記入のうえ、2月28日(金)までに、直接または郵送で農業委員会事務局へ提出してください。

〈問い合わせ先〉

町農業委員会事務局
☎ 45—4531



ふくしま就職 ガイダンスを 開催します！

来年3月に大学などを卒業する予定の人や平成30年3月以降に大学などを卒業した人を対象に、「ふくしま就職ガイダンス」を開催します。

◆開催日

令和2年3月5日(木)

◆会場

ビッグパレットふくしま

◆開催内容

◎事業所PRタイム、就職活動支援イベント 午前10時～正午

◎合同企業説明会 午後1時～午後5時

◆その他

- ◎事前申し込み不要
- ◎参加事業所の一覧は、福島労働局・キャリア支援機構ホームページなどで公開しています

〈問い合わせ先〉

福島労働局職業安定課
☎ 024—529—5396



多重債務・貸金業 に関する相談を 受け付けています

財務省福島財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの皆さんからの相談に応じています。借金状況の伺い、必要に応じ、弁護士や司法書士などの専門家に引き継ぎます。秘密は厳守され、相談は無料です。お気軽に相談ください。

また、国や県の登録を受けずに貸金業を営む、いわゆる「ヤミ金融」業者には十分ご注意ください。利用している貸金業者の登録状況に関する問い合わせや、不正に利用されている預貯金口座に関する相談も受け付けています。

〈相談・問い合わせ先〉

財務省福島財務事務所 理財課
☎ 024—533—0064
(多重債務者相談窓口専用)
受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
(月曜～金曜の平日のみ)

「どことレ」で 降雪時の列車の 運行状況を確認

JR東日本が提供する「どことレ」はパソコンやスマートフォンから列車の運行状況が確認できるインターネットサービスです。降雪時などに運行状況や運休等を調べることができます。電話による列車時刻等の問い合わせは左記へ連絡ください。

◆どことレURL

<http://doko-train.jp>

◆JR東日本お問い合わせセンター

☎ 050—2016—1600
※午前6時～午前0時

還付金詐欺に 注意しましょう

喜多方警察署管内で、還付金詐欺が発生しました。ATMで直接、還付金を受け取る手続きはありません。不審な電話には対応せず、警察などに相談しましょう。

集落支援だより Vol.2



皆さんこんにちは！地域おこし協力隊、集落支援担当の渡辺です。
今回の集落支援だよりでは、昨年11月30日・12月1日に奥川地区で行われた「人足イベント」の様子をお届けします。



地域おこし協力隊 集落支援担当
1年目 渡辺 貴洋

◆人足イベントとは

「人足イベント」とは、集落内での共同作業、いわゆる「人足」を大学生などが集落の皆さんと一緒に作業し、交流を図り、集落機能の維持につなげることを目的としています。

学生にとっては、中山間地域の集落の実態を実際に体験しながら学べる貴重な機会であり、集落の皆さんにとっては人足の負担軽減や若い人との交流ができる機会となっています。

◆人足イベントを実施

昨年11月30日・12月1日、奥川地区の中町集落と梨平集落で人足イベントを実施しました。今回は、福島大学岩崎ゼミの学生6人と会津大学の学生12人

の計18人が参加しました。会津大学からの参加者のうち8人が留学生で、国際交流も兼ねた人足となりました。このうち、会津大学生は、昨年11月に奥川・中町に完成した集落支援拠点施設に宿泊しました。学生らはイベント中、留学生と日本語の勉強をするなど、今回も学生にとって実りある学びにつながったように思いました。

◆集落の皆さんの感想

集落の皆さんからは、「学生が来たことで作業をだいぶ早く終わることができた」、「学生が手伝いに来てくれて非常に助かる」、「学生は自分にとって孫みたいなもので、話すと元気になる」、「また体験に来てほしい」などの感想が寄せられました。そして何よりも、集落の皆さんは大学生が来るのを楽しみにしていることが伝わってきました。

◆学生の皆さんの感想

一方、学生からは、「集落の皆さんや他大学の学生や留学生との交流は新鮮で楽しかった。



集落の皆さんと一緒に人足を体験

た」、「普段経験できないことが西会津でできた」、「作業を終えたときに達成感があった」、「また参加したい」、また、留学生からも、「新しいことを体験できてとても楽しかった」、「日本の文化や生活を知ることができて楽しかった」、「大変な作業と一緒に手伝うことができて嬉しかった」などの感想が寄せられました。

これらの感想から、現地の人たちの交流を楽しみにして来ることや、やったことのない体験にチャレンジしたいという学生が多いことがわかりました。

また、学生にとっては学生同士の交流の機会が少ない中で、こうした場が学生同士はもとより、年代や価値観が違う人と関われる場になればと思います。

◆今後のイベントについて

今後も継続的に人足イベントを開催していきます。今回の活動については、町ケーブルテレビでの放送のほか、福島民友新聞にも記事が掲載されました。今後もメディアに取り上げていただくことで、こうした取り組みの情報を皆さんに伝えていければと思っていますので、ぜひチェックしてみてください。

今後もイベントが集落と学生の双方にとって良い機会になっていけばと思います。ぜひ学生を受け入れてみたい、興味があるという集落がありましたら、役場奥川支所までご連絡ください！



集落支援拠点施設で交流を深める学生

いつでも・どこでも・だれでも

ラジオ体操を推進中！

ラジオ体操は、その音楽が流れば子どもから高齢者まで、だれもが行える体操です。現在町では、ラジオ体操の効果に着目し、幅広い年代の人が手軽にできる健康づくりとして推進しています。

ラジオ体操について

ラジオ体操は、1928（昭和3）年11月に当時の通信省簡易保険局により制定され、2018年には制定90周年を迎えました。

ラジオ体操は、『簡単で、容易でだれでもできるもの』、『どこでもすぐやれるもの』、『調子がよくて、気持ちがいいもの』の3つを基本方針に制定され、以後、現在に至るまで多くの人に親しまれてきました。



たった3分の継続が健康のカギ！

ラジオ体操第一は13種類の動きにより、まんべんなく全身の筋肉や関節、骨を動かせるように構成されています。

体操を継続することで柔軟性の保持や、筋力・骨密度・呼吸機能の向上、さらには、脳梗塞や心筋梗塞といった循環器疾患にかかる危険性が低下するなどの効果があると言われています。

たった3分の体操ですが、継続によりさまざまな効果が得られます。



正しいラジオ体操の動きを学ぼう！

ラジオ体操は正しい動きを理解し行うことで、より効果を得られます。町では、年2回町内の体育館でラジオ体操講習会を開催しており、楽しみながら体操のポイントを習得する機会を設けています。来年度も開催予定ですので、ぜひご参加ください。



インタビュー

『趣味を続けるため
毎日ラジオ体操をしています』

齋藤 文代 さん（上野尻）



毎朝6時25分からのテレビ体操に合わせて、ラジオ体操を行っています。始めてから約10年になります。朝にできない日は番組を録画したり、午前10時のテレビ体操に合わせて体操したり、毎日行うように心掛けています。

以前は趣味の踊りの練習後に足腰が痛むことがありましたが、体操を毎日行うようになってからは、練習しても痛むことはなくなりました。無理せず、毎日、少しずつ体操を行うことが秘訣です。



▶毎朝8時25分より町ケーブルテレビで放送中です！



西中図書館 新刊オススメ本



『美容常識の
9割はウソ』
[落合 博子 著]
PHP 研究所

約30年に渡って、多くの患者の肌の悩みを解決してきた再生医療のプロフェッショナルである著者が、これまで語られてきた美容常識は真っ赤なウソだと語っています。

「コラーゲンはお肌をプルプルにする」「日焼け止めのSPF値は高いほど効く」「シャンプーなどに入っている界面活性剤は危険」などの、テレビや雑誌、インターネットにあふれている美容に関する「常識」のウソを暴き、科学的根拠のある「究極×最強のスキンケア法」を紹介しています。誰でも簡単に美肌を手に入れられる一冊です！



『セバット・ソング』
[谷村 志穂 著]
潮出版社

『歩道橋シネマ』
[恩田 陸 著]
新潮社



『犯人は、あなたです』
[新堂 冬樹 著]
河出書房新社



『はい、さようなら。』
[瀬戸内 寂聴 著]
光文社

町民ギャラリー「さゆりが丘 なでしこ会」

今月号と来月号では、
さゆりが丘 なでしこ会の作品を紹介します。

作品名

◎プレスレット

さゆりが丘 なでしこ会の紹介

なでしこ会は、10年ほど前にさゆりが丘で結成されました。年に3～4回ほど集まり、グラウンドゴルフやニュースポーツをしたり、古い布を再利用した手芸品やステンドグラスを制作したり、また、環境についての学習会としてごみ処理場の見学や、防犯についての学習会を開くなどの活動をしています。

今回紹介する「プレスレット」は、昨年7月に講師の先生を招き、作成しました。



第28回子どもの主張大会 開催！ 子どもたちが夢や希望、 未来への思いを堂々と発表

町では、青少年健全育成事業の一環として、毎年「子どもの主張大会」を開催しています。第28回を迎えた今回は、新たに団体の部を設け、小・中学生が写真や寸劇を交え、発表を行いました。今月号では当日の大会の様子をお伝えします。



子どもの主張大会は、次世代を担う子どもたちが日頃感じていいることなどを発表することにより自立心の向上を図ることなどを目的に、平成4年から開催しています。

昨年12月7日に町公民館で行われた本年度の大会には、個人の部に西会津小・中・高校から8人の児童生徒が、そして団体の部には5団体が出場しました。

まちづくりの提案や将来の夢を発表

個人の部では、児童生徒らが、西会津町を元気と笑顔があふれる元気な町にするため

の提案や、将来の夢や目標、また夢を実現するために日々努力していることなどを堂々と表情豊かに発表し、会場を訪れた保護者や聴衆の皆さんから大きな拍手を受けていました。

団体発表の部を新設

今回の大会では、埼玉県戸田市の小・中学校で開催されているプレゼンテーション大会を参考に、団体の部を新たに設けました。団体の部では、西会津小のパソコンクラブと西会津こども研塾の代表児童らがプロジェクトを使用し活動中の写真を映しながらそれぞれの活動内容を発表しました。また、西会津中3年生は「アントレプレナーシップ」の授業で考えた町の明るい未来を作るためのアイデアを発表しました。自分たちが考えたアイデアがどのように町を明るくしていくかを、寸劇形式で笑いを交えながら楽しく表現しました。



戸籍の窓口

(12月受け付け分)

■ まちの人口

	1月1日現在	(前月比)
人口	6,155人	(-9人)
男	2,966人	(-7人)
女	3,189人	(-2人)
世帯	2,612世帯	(-3世帯)

■ お誕生おめでとう

二瓶 真帆ちゃん 晃典・幸子 縄沢

佐藤 万臣くん 孝哉・舞子 芝草

武藤 翔大くん 昭・レララケル フェルナンデス 柴崎

■ お悔やみ申し上げます

笠間 敏子 (87)	康浩 母	3町内
山本 茂信 (77)	信也 父	7町内
黒澤 宣夫 (78)	将幸 父	芝草
渡部 克夫 (81)	善紀 父	萱本
三留 貞雄 (84)	仁 父	縄沢
齋藤 久夫 (86)	伸一 父	黒沢
中島 壽彦 (75)	敏治 父	上野尻
佐藤 鐵之輔 (88)	正 父	白坂



Dream

聞いて！わたしの夢



[2年・生徒会 副会長]

たかの しゅん
高野 駿 さん

◆ 私の夢——

将来の夢は、まだ決まっていますが、今は、勉強と部活を両立することを目標にしています。いつかは西会津町で人の役に立つ仕事をしたいと思っています。

◆ 努力していること——

学校の活動に積極的に参加し、周りの人との関わりを増やし、人の気持ちを考えて行動することを心掛けています。

◆ 未来の自分に一言——

頑張れ！！

Person

町民バトンタッチ

あらうみ まさと
荒海 正人 さん [小綱木]

◆ 趣味は？

娘と遊ぶこと

◆ 特技は？

娘を笑わせること

◆ 熱中していることは？

娘が観ている「おかあさんと いっしょ」の歌の振り付けを覚えること

◆ 自分を一言で表現すると？

威厳ある親父を目指すものの娘のかわいさに、ついわれを忘れる父親

◆ あなたのモットーは？

子育てのモットーは「威厳ある親父になる」

◆ 最近感動したことは？

娘の日々の成長。娘が「いただきます」を覚えられたこと

◆ これからやってみたいことは？

娘と2人で旅行(妻の承諾済)

◆ 次の方を紹介してください

S・Kさん

とっておきの物は？

娘の笑顔。新しい服を着てご機嫌な様子です。



佐藤 卓さん(1月号)からメッセージ

夢に向かって走るカッコイイ親友よ！これからもよろしく！！



Column

協力隊リレーコラム

最近のこと

西会津に来て、1年半が経ちました。最近の出来事といえば、自分の制作した映像が「ふるさとCM大賞」で福島県市長会会長賞を受賞したこと。映像内容はこれまでに協力隊の活動として、約1年間撮り溜めていた映像を編集したものです。町の魅力を15秒という短い時間に収めることはとても大変でしたが、これまでのことを振り返り、まとめる良い機会となりました。町の皆さんにもぜひ見ていただきたいです。

また、「協力タイムス」という協力隊の活動を紹介するケーブルテレビ番組を始めました。専門的な活動をしている隊員もいるため、活動内容が町の皆さんにあまり知られなかったことがありましたが、この番組をきっかけに協力隊に親しみをもってもらい、関わるが増えればと思います。



いむら こうへい
居村 浩平 隊員

高知県出身、27歳。平成30年7月から情報発信担当の町地域おこし協力隊員。西会津町の魅力を取りやインタビューなどで収集し、町公式SNSで発信中！(フェイスブック「なじよな町、西会津」)

地域に伝わる伝説や民話、文化財などを紹介

にしあいづ物語100選 その34

文：薄 定雄 さん

井谷の秋葉神社と力石伝説

新郷の井谷集落は、昔、東西南北4本の道が交わる小規模ながら交通の要でした。その4本の道が交わる集落の中心地に大山祇命（おおやまつみのみこと）を祀る山神社の社があり、その境内に秋葉神社があります。

秋葉神社は「火伏の神」として古くから信仰を集めています。火伏の神としてすぐ思い出されるのが天狗で、神の使者として空想上のものといわれています。

また、この神社には5個の力石があって、祭りの時に若者たちが持ち上げて競い合い、娘たちに力自慢をアピールしていました。

現在、力石は道路工事で境内が削り取られたときに1個行方不明となり、4個のみが残されています。

井谷にはこの力石と天狗にまつわる話が伝わっています。丹藤明氏の「西会津ふるさとの伝説」（昭和60年8月発行）には、「天狗の力石」として次のように紹介されています。

井谷のお宮の境内がまだ広く、昼なお暗く杉の大木がうっそうと茂っていた頃、村に団平という暴れ者がいて、近村でも一番の美人おしんに思いを寄せていました。ある日、団平はお宮参りに来たおしんに無理無体な乱暴をしようとした。その時、「があがあ」という鳴き声とともに天狗が舞い降りて団平を捕まえ、「社前で乱暴を働くものは許しておけないので成敗する。だが、わしの言うことを聞いて、明朝もう一度この場に参れ」と言い残し、さっと消えてしまいました。

翌朝、団平は天狗に言われたとおり神社へ行くと、天狗が待っていて、いつのまにか用意した5個の石を指さし、「これを全部持ち上げたら許してやる」と言いました。団平は勢い込んで持ち上げ始め、最後の石に手をかけたが押しても引いてもびくともせず、さすがの力自慢もどうすることもできません。その時、天狗は「今までの非を改め、まじめな人間になるなら許してやる。もう一度持ち上げてみよ」と言い、すっかり非を悟った団平が石を持ち上げると軽々と上がりました。

その後、団平はおしんと夫婦になり、紙すきを生業として幸せな生涯を送ったという。



秋津神社と今も境内に残る力石



お知らせ
平成30年12月から運用を開始している西会津町の公式ウェブサイト「なじよな町、西会津。」と、公式ホームページのQRコードを掲載します。皆さん、この機会にぜひご覧ください。



今月の表紙
1月10日、こゆりこども園で行われた小正月行事の「だんごさし」より。自分たちで上手に丸めた団子を、苦戦しながらも真剣なまなざしでミズキの枝に刺していく園児らの表情が印象的でした。（6ページに関連記事）